



2019\_8メルマガ  
令和元年度 産業保健研修会のご案内

---

<https://www.kumamotos.johas.go.jp/session/h31.html>

産業保健スタッフ(産業医・保健師・看護師・衛生管理等)のみならず、労働者・事業主或いは、産業保健に関して興味をお持ちの多くの皆さまのご参加をお待ちしています。

- 研修会場:会場の記載がない研修会は住友生命熊本ビル3階会議室(熊本市中心区花畑町9-24)です。
- 参加費:すべて“無料”です。
- お申し込み方法:FAX、メール、電話(※)でのお申し込みを受け付けます。

当センター研修会のお申し込みは、以下のいずれかよりお申し込み下さい。  
・ホームページ <https://www.kumamotos.johas.go.jp/FormMail/session/index.php>  
・TEL:096-353-5480/FAX:096-359-6506

※電話でのお申し込みの方は、後日申込書(ホームページから[研修会のご案内][参加申込フォーム])の送付(送信)をお願いします。

※(研修会ご参加時の留意事項について)必ずご一読ください。  
<https://kumamotos.johas.go.jp/documents/caution.pdf>

---

<<■■■■■令和元年8月の予定■■■■■>>

---

日 時:8月9日(金)14:00~16:00 ※定員に達しました。  
研修テーマ:食育講座  
内 容:「食」から始める健康生活~からだは食べ物から出来ている~幼児期から高齢者まで、上手に「健康寿命の延伸を」  
講 師:稲田美和子

---

日 時:8月15日(木)14:00~16:00  
研修テーマ:衛生管理者スキルアップ(職場巡視編)  
職場巡視のチェックポイント—事例検討を含めて  
内 容:職場巡視のチェックポイントについて講義し、その後、事例に基づいて検討すべき課題を発見し議論を行う。状況に応じてグループ討議も実施する。  
講 師:加藤貴彦

---

日 時:8月24日(土)15:30~18:00  
会 場:ウイングまつばせ視聴覚室(宇城市松橋町大野85 TEL:0964-32-5555)  
研修テーマ:「動機づけ面接を学ぼう」  
内 容:動機づけ面接は、様々な依存症、禁煙、糖尿病、肥満、心疾患などにおいて有効とのエビデンスが蓄積され、医療保健福祉さらには教育の分野でも活用されているカウンセリング技術です。今回は、動機づけ面接がどんなものを体験していただくことで、明日からの保健指導に活かせる内容となっています。  
講 師:倉本剛史

---

<<■■■■■令和元年9月の予定■■■■■>>

---

日 時:9月6日(金)14:00~16:00  
研修テーマ:職場におけるがん、循環器疾患、糖尿病、COPD【非感染性疾患(NCD)】の予防について  
内 容:健康日本21では、主要な生活習慣病をNCD(non-communicable disease:非感

2019\_8メルマガ

染性疾患) 対策という枠組みでとらえ、取り組むべき必要な対策を示している。国内外の報告をもとに考える。

講師: 大森久光

---

日時: 9月19日(木) 14:00~16:00

研修テーマ: 「労働衛生工学」とは何か(入門編)

内容: 労働衛生管理体制に於ける「労働衛生工学」の役割について

講師: 石原徳一

---

日時: 9月27日(金) 18:30~20:30

会場: 八代市医師会 会議室

研修テーマ: 粉じん・石綿ばく露防止対策

内容: 粉じんにさらされる労働者の健康障害を防止するため、設備、作業方法、保護具の使用及び管理などを労働衛生管理の観点から学びます。また、石綿ばく露防止についても事前調査、ばく露防止措置、管理の問題点など紹介します。

講師: 土山洋之

---

熊本産業保健総合支援センターから『産業保健に関する質問募集』のお知らせ!

---

会社の衛生管理の担当者に選任されたが、衛生管理活動をどう進めたらいいか、社内でメンタルヘルス対策を進めたいがどう対応したらいいのかわからない等といったことでお悩みではありませんか。

当センターでは、メンタルヘルスや健康管理など産業保健に関する様々な問題について、専門スタッフがご相談に応じ、解決方法を助言します。今お悩みのこと、疑問に思っていることがありましたら以下のいずれかの方法でご相談下さい。相談はすべて無料です。相談により知り得た情報等は厳守します。

- ・ホームページ: <https://www.kumamotos.johas.go.jp/FormMail/soudan/index.php>
- ・メール: [ksanpo43@kumamotos.johas.go.jp](mailto:ksanpo43@kumamotos.johas.go.jp)
- ・FAX: 096-359-6506/TEL: 096-353-5480

尚、電話、FAX、メール等ご希望の方法で、必ず回答いたします。  
回答先及び回答方法は以下の通りです。

- ・ご希望回答方法(電話・FAX・メール・郵便)
- ・住所等
- ・会社名
- ・担当者名
- ・電話番号
- ・FAX番号
- ・メールアドレス
- ・メルマガ配信希望(メールアドレス)



いろいろなお知らせ

---

◆研修会・セミナー・説明会

(1) 厚生労働省委託事業「母性健康管理研修会」のご案内  
～働きながら、安心して妊娠・出産できる職場づくりのために～  
研修会のご案内

女性労働協会では、厚生労働省から委託を受け、母性健康管理推進支援事業を行っています。今年度は産業医や産業保健スタッフの方を対象と

2019\_8メルマガ  
した「母性健康管理研修会」を全国で開催されます。

「母性健康管理研修会」福岡会場

日時：令和元年11月12日（火）

場所：TKP博多駅筑紫ロビネスセンター

内容：職場における母性健康管理について、妊産婦の女性労働者への留意点や法制度等について解説、事例検討によるグループワークなど  
福岡会場ほか北海道、宮城、神奈川、東京、愛知、大阪、広島で開催。

<https://kumamotos.johas.go.jp/contents/news/20190729182550.html>

(2) 平成31年度石綿（アスベスト）関連疾患診断技術研修会のお知らせ  
このたび、医師、産業医、放射線技師等の医療関係者に対して、石綿（アスベスト）関連疾患の診断技術の向上を図ることを目的に、下記のとおり開催することとしました。

「石綿（アスベスト）関連疾患診断技術研修会」

1. 開催日時 令和元年10月6日（日）

（講義研修） 13：00～15：00 【生涯研修：専門 2単位】

（読影実習研修） 15：00～17：00 【生涯研修：実地 2単位】

※本研修会は、日本医師会認定産業医制度における産業医研修会として申請しており、受講された方は、（講義研修）は生涯研修【専門研修2単位】  
（読影実習研修）は生涯研修【実地研修2単位】の単位を取得できるようになります。

2. 開催場所 熊本市国際交流会館 研修室1  
（熊本市中央区花畑町4号18番地 TEL：096-359-2020）

3. 研修対象者 医師、産業医、放射線技師等

4. 研修内容 （講義研修）  
アスベスト関連疾患の診断と臨床について  
アスベスト関連疾患の労災補償制度について  
職場におけるアスベストばく露の形態と具体例について  
（読影実習研修）  
石綿（アスベスト）関連疾患の胸部画像の読影実習

5. 講師 ・独立行政法人労働者健康安全機構  
千葉労災病院アスベスト疾患センター長 由佐 俊和  
・横須賀市立うわまち病院 呼吸器科 科長 上原 隆志

6. 定員 24名（定員に達ししだい締め切りとします）

<https://kumamotos.johas.go.jp/contents/news/20190731165706.html>

(3) リワーク支援説明会のご案内

リワークとは「復職」のReturn to work を意味します。うつ病などにより、休職されている社員の方に対し、各種プログラムの受講を通して、復職に向けたウォーミングアップの取組みを進めていただけるとともに、事業所の方に対しては、復職に係る専門的な助言や援助を行うことにより、円滑に復職できるように支援を熊本県障害者職業センターでは行っています。

なお、支援のご利用にあたっては、休職されている社員の方、職場復帰予定の事業所、主治医の3者からリワーク支援の実施について合意を得ることが必要になります。

[http://www.jeed.or.jp/location/chiiki/kumamoto/43\\_kumamoto\\_service2.html](http://www.jeed.or.jp/location/chiiki/kumamoto/43_kumamoto_service2.html)

(4) 産業保健研修会 8月24日(土) 開催「動機づけ面接を学ぼう」会場案内

当センター主催産業保健研修会No. D-1「動機づけ面接を学ぼう」の会場は下記となります。

会場：ウイングまつばせ 視聴覚室  
住所：〒869-0531 熊本県宇城市松橋町大野85  
TEL：0964-32-5555

<https://kumamotos.johas.go.jp/contents/news/20190729161646.html>

(5) 産業保健研修会 9月27日(金) 開催「粉じん・石綿ばく露防止対策」会場案内

当センター主催産業保健研修会No. 24「粉じん・石綿ばく露防止対策」の会場は下記となりますので、お知らせいたします。

会場：八代市医師会 会議室  
住所：〒866-0074 八代市平山新町4453-2  
TEL：0965-34-8850

<https://kumamotos.johas.go.jp/contents/news/20190729163845.html>

◆ 当センター及び機構本部からのお知らせ

(1) 令和元年度 産業保健関係助成金について

令和元年度産業保健関係助成金について、掲載しました。  
職場環境改善助成金については、7月1日から新しく変わります。  
詳細は、ホームページからご確認ください。

<https://kumamotos.johas.go.jp/contents/news/20190527164206.html>

(2) 産業保健総合支援センターの取り組みについてご紹介します。

産業保健総合支援センターの取り組みについて紹介動画を作成いたしました。  
産業保健総合支援センターを「のんさん」が紹介します！

<https://kumamotos.johas.go.jp/contents/news/20190409163000.html>

(3) サラリーマン金太郎が「治療と仕事の両立支援」に取り組みます！

もしも「サラリーマン金太郎」が中小企業の社長だったら…  
当機構と「サラリーマン金太郎」特別コラボマンガ掲載中  
治療と仕事の両立支援について、サラリーマン金太郎が取り組みます！

<https://kumamotos.johas.go.jp/contents/news/20190507151835.html>

(4) 研修教材「これからはじめる職場環境改善～スタートのための手引～」

<https://kumamotos.johas.go.jp/contents/news/20181206153805.html>

(5) 【ストレスチェック制度】高ストレス者に対する面接指導視聴覚教材掲載

<https://www.kumamotos.johas.go.jp/documents/H30/johas20180514.html>

(6) 治療と仕事の両立支援ポータルサイト公開

独立行政法人 労働者健康安全機構では、「治療と仕事の両立支援ポータルサイト」をこのたび開設しました。支援制度や事例、様式集、法令制度や全国の研修情報など多種にわたる情報を提供しております。

[https://www.kumamotos.johas.go.jp/ryouritsu/ryouritsu\\_topix.htm](https://www.kumamotos.johas.go.jp/ryouritsu/ryouritsu_topix.htm)

(7) 地域産業保健センターのご案内（全て無料です）

<https://kumamotos.johas.go.jp/chiiki.htm>

- ・阿蘇地域産業保健センター  
Tel 0967-34-1177 Fax 0967-34-1619
- ・有明地域産業保健センター  
Tel 0968-72-3050 Fax 0968-72-3930
- ・天草地域産業保健センター  
Tel 0969-25-1236 Fax 0969-24-4126
- ・菊池鹿本地域産業保健センター  
Tel 0968-23-1210 Fax 0968-23-1211
- ・熊本地域産業保健センター  
Tel 096-366-2711 Fax 096-366-2750
- ・人吉球磨地域産業保健センター  
Tel 0966-22-3059 Fax 0966-22-3059
- ・八代水俣地域産業保健センター  
Tel 0965-39-9531 Fax 0965-39-9532

(8) 新入社員や20代の若手職員を対象とした「メンタルヘルス対策教育研修」  
新入社員や若手職員など、仕事をしていく上で大きな負荷を抱えやすい若年労働者・新入社員に対してセルフケアを促進するための教育を無料で支援を実施しております。

<https://kumamotos.johas.go.jp/shien/index.html>

[NEW]

(9) 医療情報サイト「メディカルノート」における両立支援特集ページ掲載  
病気と向き合いながら仕事を続けたい方をサポートする

当機構における両立支援の取組について、医療情報サイト「医師・病院と患者をつなぐ医療検索サイト「メディカルノート」」に特集記事が掲載されました。  
各産業保健総合支援センター・労災病院においての両立支援の活動・取組、両立支援コーディネーターについてインタビュー形式で読みやすいので、ぜひご覧ください。

熊本では、熊本労災病院で実際に心不全の治療を受けながら、仕事に取り組む職員の実例の例をもとに両立支援のポイントを解説しております。

<https://kumamotos.johas.go.jp/contents/news/20190717130942.html>

(10) ホームページ【お役立ち情報】産業医名簿を更新いたしました。

産業医名簿の情報を更新しました。

<https://kumamotos.johas.go.jp/useful.shtml>

◇-----  
主な行政の動き

---

【厚生労働省】

(1) 「平成30年版厚生労働白書」を公表

厚生労働省より、「令和元年版自殺対策白書」を発表されました。

## 2019 8メルマガ

警察庁の自殺統計原票を集計した結果（以下「自殺統計」という。）によれば平成30年は2万840人で前年に比べ481人（2.3%）減少し、昭和56年以来37年ぶりに2万1,000人を下回っております。

また、熊本県内においての平成30年中の自殺者数は、258名と平成29年の287名に比べ9名の減少となっております。

### 第1章 自殺の現状

1. 自殺者数の推移
2. 自殺死亡率の推移
3. 年齢階級別の自殺者数の推移
4. 職業別の自殺者数の推移
5. 原因・動機別の自殺者数の推移
6. 平成30年の自殺の状況
7. 同居人・配偶関係別の自殺の状況
8. 自殺未遂の状況
9. 東日本大震災に関連する自殺の状況
10. 国際的に見た自殺の状況と外国人の自殺の状況

### 第2章 自殺対策の基本的な枠組みと若者の自殺対策の取組

#### 第1節 自殺対策の基本的な枠組み

#### 第2節 若年者に対する自殺対策の状況～SNSによる相談の取組状況

#### 第3節 若年労働者の自殺をめぐる状況

### 第3章 平成30年度の自殺対策の実施状況

#### 資料編

資料1 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）

資料2 自殺総合対策大綱（平成29年7月25日閣議決定）

資料3 座間市における事件の再発防止策について（平成29年12月19日）

資料4－1 自殺総合対策大綱における施策の実施状況

資料4－2 座間市における事件の再発防止策の実施状況

資料5 自殺対策に関する参考統計資料

<https://kumamotos.johas.go.jp/contents/news/20190722102047.html>

#### ～全国唯一の取組み「こころの健康アドバイザー制度」～

労働者とその家族、経営者、労務担当者等の「こころの病」の相談に専門の医師、精神保健福祉士、ケースワーカー等の医療スタッフが無料で応じる「熊本産業保健こころの健康アドバイザー制度」を熊本では実施しております。

主にうつ病等の予防のためのセルフケアの一環として実施するもので、熊本労働局、熊本県医師会及び熊本県精神科協会との協力・連携のもと、県内34医療機関のご協力を得て実施する全国初の取り組みです。

働き過ぎによるうつなどは本人がなかなか気づかない場合が多いので、家族が気づかれましたら一緒にこの制度を積極的にご利用ください。

複数の医療機関に相談することができ、＜※ただし、同一医療機関では、2回目以降は有料となります。＞匿名でのご相談も受け付けております。

ご希望に応じ、投薬等の治療（有料）につなげることも可能です。お気軽にご利用ください。

#### 熊本産業保健こころの健康アドバイザー制度【熊本労働局ホームページ】

[https://jsite.mhlw.go.jp/kumamoto-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/anzen\\_eis/ei/jigyou08.html](https://jsite.mhlw.go.jp/kumamoto-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eis/ei/jigyou08.html)

#### メンタルヘルス対策を積極的に実施していきましょう

当センターでは、メンタルヘルス対策に関する相談や、事業場に個別に訪問してから管理監督者向けメンタルヘルス教育や若年労働者向けメンタルヘルス教育研修

を無料で実施しております。  
ぜひ、お気軽にご利用ください。

メンタルヘルス対策支援申込書【当センターホームページ：PDFファイル】  
<https://kumamotos.johas.go.jp/documents/H29/order-a.pdf>

(2) 令和元年度「全国衛生週間」を10月に実施

～今年のスローガンは「健康づくりは 人づくり みんなでつくる 健康職場」～  
厚生労働省は、10月1日（火）から7日（月）まで、令和元年度「全国労働衛生週間」を実施されます。今年のスローガンは、一般公募に応募のあった183作品の中から、吉岡 まみさん（長崎県）の作品「健康づくりは 人づくり みんなでつくる健康職場」に決定しました。

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高めるとともに、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に昭和25年から毎年実施しているもので、今年で70回目になります。毎年10月1日から7日までを本週間、9月1日から30日までを準備期間とし、各職場で職場巡視やスローガン掲示、労働衛生に関する講習会・見学会の開催など、さまざまな取組みを展開されます。

労働衛生分野では、過重労働等により労働者の命が失われることや健康障害、職場における労働者のメンタルヘルス不調、病気を抱えた労働者に対する治療と仕事の両立支援、化学物質による重篤な健康障害などが重要な課題となっています。このような状況を踏まえて、改正労働安全衛生法（平成31年4月1日施行）に基づく、労働時間の状況の把握や長時間労働者に対する医師の面接指導等の実施の徹底、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立支援を社会的にサポートする仕組みの整備、化学物質対策については、ラベル表示・安全データシート（SDS）の交付・入手の徹底に取り組むこととしています。

今年度のスローガンは、健康であることは、働く上での基本であり、職場で一丸となって健康確保対策を進めることで、誰もが安心して健康に働ける職場を築いていくことを表しています。

<https://kumamotos.johas.go.jp/contents/news/20190714131048.html>

(3) 「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」の策定について

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第68条の2等により、職場における受動喫煙防止対策を進められているところですが、健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）が昨年7月25日に公布され、本年1月24日より順次施行されており、令和2年4月1日より全面施行されます。

今般、これらの施行を踏まえ、改正後の健康増進法（平成14年法律第103号）及び労働安全衛生法第68条の2と相まって、健康増進法に規定された事項を含め、事業者が実施すべき事項を一体的に示すことで、事業者における受動喫煙防止対策の一層の推進を図るため、厚生労働省では「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」を策定されました。

<https://kumamotos.johas.go.jp/contents/news/20190717130400.html>

(4) 「令和元年版自殺対策白書」を公表

厚生労働省より、「令和元年版自殺対策白書」を公表されました。

警察庁の自殺統計原票を集計した結果（以下「自殺統計」という。）によれば平成30年は2万840人で前年に比べ481人（2.3%）減少し、昭和56年以来37年ぶりに2万1,000人を下回っております。

また、熊本県内においての平成30年中の自殺者数は、258名と平成29年の287名に比べ9名の減少となっております。



<https://kumamotos.johas.go.jp/contents/news/20190722102047.html>

- (5) 令和元年度「『見える』安全活動コンクール」の実施について  
～「見える」安全活動の創意工夫事例を募集（8月1日～9月30日）～  
厚生労働省では本年8月1日から、労働災害防止に向けた事業場・企業（以下「事業場等」という。）の取組み事例を募集・公開し、国民からの投票等により優良事例を選ぶ令和元年度「『見える』安全活動コンクール」を実施されます。

<https://kumamotos.johas.go.jp/contents/news/20190729181128.html>

#### 【熊本県】

- (1) 受動喫煙防止対策について  
望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定める「健康増進法の一部を改正する法律」（平成30年法律第78号。以下「改正法」という。）が公布されました。

改正法における3つの基本的な考え方（改正の趣旨）

- (1) 「望まない受動喫煙」をなくす
- (2) 受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮
- (3) 施設の類型・場所ごとに対策を実施

[https://www.pref.kumamoto.jp/ki\\_ji\\_26960.html](https://www.pref.kumamoto.jp/ki_ji_26960.html)

#### 【こころの耳】

- (1) 「ストレスチェック制度の取組み事例」に、「小牧市民病院（愛知県小牧市）」「株式会社ウエスト神姫（兵庫県相生市）」が掲載

「ストレスチェック制度の取組み事例」 「小牧市民病院（愛知県小牧市）」  
<http://kokoro.mhlw.go.jp/case/stresscheck/stresscheck019/>

「ストレスチェック制度の取組み事例」 「株式会社ウエスト神姫（兵庫県相生市）」  
<http://kokoro.mhlw.go.jp/case/stresscheck/stresscheck020/>

- (2) 「中小企業のメンタルヘルス対策取組み事例」に、「西日本ビジネス印刷株式会社（福岡県福岡市）」が追加

「中小企業のメンタルヘルス対策取組み事例」 「西日本ビジネス印刷株式会社（福岡県福岡市）」  
<http://kokoro.mhlw.go.jp/case/small/s02/>

#### コラム【「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」について】

この10数年は、スマホやタブレットなどが仕事の中でも急速に普及しタッチパネルの普及など以前の机に座って作業に従事するなど、機器や活用状況も多様化してきました。

そこで、厚生労働省は、7月19日に、平成14年に出した「VDT作業における労働衛生管理のためのガイドライン」を廃止し、新たに「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」を公表しました。

新しいガイドラインでは、従来のように作業を類型化し、健康確保対策を進めて

2019\_8メルマガ

いくことは困難になってきたとして、基本的な考え方は維持しつつも、事業場がそれぞれの作業形態に対応するために、個々の事業場に応じ、きめ細やかな対策を検討する必要があるされています。なお、産業保健の現場にいる私たちにとっては、「VDT」の用語は聞きなれている言葉でしたが、一般の方になじみがないとして、今後は「VDT」を「情報機器」に置き換えて定めてあります。また、今後はテレワークなど就労形態も変化してきていることより、健康管理に対する自己管理がこれまで以上に求められることとなります。今後は、労働衛生教育についてはさらに徹底した取り組みが必要になると思われまます。下記のガイドラインを基に、安全衛生委員会で協議しご自身の職場に合った労働衛生管理体制を見直してみましよう。

情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン【厚生労働省ホームページ】  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000528418.pdf>

=====

● 次回の第144号は令和元年9月2日に配信予定です。

編集内容等に関するご意見・お問合せなどをお寄せください。  
またメールアドレスの変更の場合は件名に[メルマガアドレス変更希望]、  
配信停止希望の場合は、[メルマガ配信停止希望]等ご記入の上  
ksanpo43@kumamotos.johas.go.jpへお願いします。

\*\*\*\*\*

独立行政法人 労働者健康安全機構 熊本産業保健総合支援センター  
〒860-0806 熊本市中央区花畑町9-24 住友生命熊本ビル3階  
TEL:096-353-5480 FAX:096-359-6506  
<https://www.kumamotos.johas.go.jp/>  
E-Mail:ksanpo43@kumamotos.johas.go.jp

\*\*\*\*\*